

労働安全衛生法

(計画の届出等)

第八十八条

4 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

7 労働基準監督署長は第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第三項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

8 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第三項又は第四項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

(厚生労働大臣の審査等)

第八十九条

厚生労働大臣は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項又は第四項の規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査を行なうに当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たつては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第二項の規定により第一項の計画に関してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(都道府県労働局長の審査等)

第八十九条の二

都道府県労働局長は、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による届出があつた計画のうち、前条第一項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当

該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の審査について準用する。

#### 労働安全衛生規則

#### 第九十条

法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

五の二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（第二百九十三条において「耐火建築物」という。）又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物（第二百九十三条において「準耐火建築物」という。）で、令第十六条第一項第四号、第五号若しくは第九号に掲げる物若しくは同項第十一号に掲げる物（同項第四号又は第五号に係るものに限る。）又は令別表第三第二号4に掲げる物若しくは同号37に掲げる物（同号4に係るものに限る。）（以下この号において「石綿等」という。）が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

（建設業に係る計画の届出）

#### 第九十一条

建設業に属する事業の仕事について法第八十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第二十一号の二）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合には、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

- 一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- 二 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- 三 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- 四 工法の概要を示す書面又は図面
- 五 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- 六 工程表

2 前項の規定は、法第八十八条第四項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

様式第21号（第91条、第92条関係）

建設工事

計画届出

土石採取

事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号
-------	--------	--------------

		電話( )		
仕事の範囲		採取する土石の種類		
発注者名		工事請負金額		
仕事の開始予定年月日		仕事の終了予定年月日		
計画の概要				
参画者の氏名		参画者の経歴の概要		
主たる事務所の所在地	電話( )			
使用予定労働者数		関係請負人の予定数	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計	

年 月 日

事業者 職 氏名 印

厚生労働大臣

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字をまつ消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、次の区分により記入すること。

建設業 水力発電所等建設工事 ずい道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道建設工事  
 橋梁建設工事 道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事 その他の土木工事  
 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事 鉄筋造家屋建築工事 建築設備工事  
 その他の建築工事 電気工事業 機械器具設置工事 その他の設備工事  
 土石採取業 採石業 砂利採取業 その他土石採取業

- 3 「仕事の範囲」の欄は、労働安全衛生規則第90条各号の区分により記入すること。
- 4 「発注者名」及び「工事請負金額」の欄は、建設工事の場合に記入すること。
- 5 「計画の概要」の欄は、届け出る仕事の主な内容について、簡潔に記入すること。

- 6 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 7 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 8 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

#### 労働安全衛生法施行令第十六条第一項

##### 四 アモサイト

##### 五 クロシドライト

九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第八の二に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量のパーセントを超えるもの

十一 第二号から第八号までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物

#### 労働安全衛生法施行令別表第三第二号

4 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）

37 1から36に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令（＝特定化学物質等障害予防規則）で定めるもの

#### 特定化学物質等障害予防規則

（石綿の取扱い）

##### 第二条の二

この省令に規定するもののほか、令別表第三第二号4に掲げる物及び同号37に掲げる物（同号4に係るものに限る。）に関する作業に係る措置その他必要な事項については、石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）の定めるところによる。

#### 石綿障害予防規則

（定義等）

##### 第二条

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 石綿等 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第十六条第一項第四号、第五号若しくは第九号に掲げる物若しくは同項第十一号に掲げる物(同項第四号又は第五号に係るものに限る。)又は令別表第三第二号4に掲げる物若しくは次項に規定する物をいう。

二 特定石綿 石綿等のうち、令別表第三第二号4に掲げる物をいう。

三 特定石綿等 石綿等のうち、特定石綿及び次項に規定する物をいう。

四 製造等禁止石綿等 石綿等のうち、特定石綿等以外の物をいう。

2 令別表第三第二号37の厚生労働省令で定める物(同号4に係るものに限る。)は、特定石綿を含有する製剤その他の物(令別表第八の二に掲げるもの及び特定石綿の含有量が重量の

パーセント以下のものを除く。)とする。

(事前調査)

### 第三条

事業者は、建築物又は工作物の解体、破砕等の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物又は工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物又は工作物について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物又は工作物について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

(作業計画)

### 第四条

事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
- 二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- 三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業の届出)

### 第五条

事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。)等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業その他これに類する作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書に当該作業に係る建築物又は工作物の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第八十八条第四項の規定による届出をする場合にあっては、適用しない。

(吹き付けられた石綿等の除去に係る措置)

### 第六条

事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。

(石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去に係る措置)

#### 第七条

事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)を行う場合において、当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者(第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。)が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

2 特定元方事業者(法第十五条第一項の特定元方事業者をいう。)は、その労働者及び関係請負人(法第十五条第一項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。)の労働者の作業が、前項の保温材、耐火被覆材等を除去する作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。

(石綿等の使用の状況の通知)

#### 第八条

建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

(建築物の解体工事等の条件)

#### 第九条

建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物の解体等の作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

#### 第十条

事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等(次項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者とその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者とその粉じんにばく露するおそれがあるときは、前項に規定する措置を講じなければならない。

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第十三条

事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業(次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。)に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。

二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業(石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。)

様式第1号(第5条関係)

建築物解体等作業届

事業場の名称			作業場の所在地		
作業の範囲					
解体する部材の種類					
発注者名			工事請負金額	円	
仕事の開始予定年月日	年	月	日	仕事の終了予定年月日	年 月 日
主たる事務所の所在地	電話				
使用予定労働者数	人	関係請負人の予定数	人	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計	人
作業主任者の氏名					
石綿ばく露防止のための措置の概要					

年 月 日

事業者職氏名

印

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 2 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 3 「石綿ばく露防止のための措置の概要」の欄は、工事に当たって行う石綿のばく露防止対策を講ずる措置の内容について、簡潔に記入すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。